

人 委 第 57 号
令和 7 年 6 月 18 日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県人事委員会委員長 小池 治
(公 印 省 略)

条例案に対する意見について（回答）

令和 7 年 6 月 13 日付け神議第 1215 号により意見を求められました次の条例案については、異議ありません。

定県第 62 号議案 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例

（理由）

この条例案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅費の種目を規則で定める等の規定の整理を行うなど、所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

定県第 66 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（理由）

この条例案は、役職定年制の導入による、特殊勤務手当の対象業務を担う職務の級の範囲の拡大に伴い、社会福祉施設等業務手当及び家畜等取扱手当について、支給上限額を引き上げるため、所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

定県第 67 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（理由）

この条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等を義務付けるなど、所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

定県第68号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(理由)

この条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、1年につき10日相当の範囲内で、1日又は1日につき1時間を単位として取得できる部分休業制度を新設するなど、所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

問合せ先

定県第62・66号議案に関すること

給与公平課給与グループ

電話 045-651-3252

定県第67・68号議案に関すること

給与公平課公平グループ

電話 045-651-3253